

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則

◇企業管理規程 企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則をここに公布する。

昭和四十年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十七条第一項の規定に基づき、知事が定める職は、次のとおりとする。

一 企業局の本局

局長

次 長

課 長

課長補佐

二 企業局の事業所

所 長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

五等	職名	電氣係長	土木係長	工業用水道係長	埋立事業係長	運輸係長	工務係長	用地係長	駐在所長
----	----	------	------	---------	--------	------	------	------	------

を

五等	職名	係長	係長	係長	係長	係長	係長	係長	駐在所長
----	----	----	----	----	----	----	----	----	------

に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。